

日本海ガスもっとたすかる住宅のお困りごとサービス利用規約

第1条（適用）

1. 「日本海ガスもっとたすかる住宅のお困りごとサービス利用規約」（以下、「住宅のお困りごとサービス規約」といいます）は、日本海ガスもっとたすかるサービスのうち、住宅のお困りごとサービス利用時に適用されるものとします。
2. 「住宅のお困りごとサービス規約」に定めのない事項は、「日本海ガスもっとたすかるサービス利用規約」が適用されるものとします。

第2条（サービスの概要）

1. 「住宅のお困りごとサービス」は、会員の居住住戸であるサービス対象物件において、経年による躯体の劣化等（屋根、外壁、床）に対してのご相談、お見積りを無償で提供するサービスです。
2. 当社は、原則として委託会社を通じて「住宅のお困りごとサービス」を提供します。
3. 「住宅のお困りごとサービス」の利用には回数の制限はありません。

第3条（サービスの利用申込み）

1. 会員は、「住宅のお困りごとサービス」を利用しようとする場合には、当社が指定するコールセンターに電話連絡のうえ、オペレーターの求めに応じ会員名、住所等を伝え、サービスの利用を申し込みするものとします。
2. 「住宅のお困りごとサービス」の利用申込み時に、オペレーターの指示に基づき会員自らがトラブル解消策を実行し、当該トラブルが解消した場合には係員を派遣しないことがあります。

第4条（お見積りサービス内容）

1. お見積りサービスの内容は次のとおりとします。
 - (1)樹木の剪定
 - (2)シロアリ対策・駆除
 - (3)屋根・外壁の補修
 - (4)車庫の修繕
 - (5)隙間風・断熱対策
 - (6)住宅内・外部の改装

第5条（サービス提供の制限）

1. 「住宅のお困りごとサービス」におけるサービス対象物件は、会員と当社とのガス需給契約に基づくガス需要場所である個人の居住住戸に限ります。ただし、集合住宅の共用部または

共用設備、学校、病院、オフィスビル、飲食店等の店舗および施設は対象外とします。

2. 天候、交通状況、係員の作業状況等により係員が到着するまでに時間を要する場合がございます。
3. 委託会社がトラブルの発生原因がサービス利用者の故意によるものであると判断した場合は、サービスを提供しないことがあります。
4. サービス対象物件の所有者又は管理者等から事前の承諾が得られない場合は、サービスを提供しないことがあります。
5. その他委託会社がサービスを提供することが困難であると判断する場合サービスを提供しないことがあります。
6. 当社は、前各項のほか「住宅のお困りごとサービス」の利用上の注意事項等については、当社が会員に配布するパンフレット又は当社ホームページに掲載するものとします。

第6条（サービス内容の変更）

1. 当社は、会員との事前協議なしに「住宅のお困りごとサービス」のサービス内容を変更することがあります。この場合、当社は、当社が適当と認める方法により会員に通知するものとします。

第7条（その他事項）

1. 「住宅のお困りごとサービス」利用に関する注意事項等であって、この「住宅のお困りごとサービス利用規約」に記載のない事項は、別に会員に配布するパンフレット又は当社ホームページに掲載するものとします。

本規約は、2021年9月1日から実施します。